

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5（2023）年9月15日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### （1）業務名

海外旅行情報発信事業委託業務

### （2）業務の目的

道内空港発着の国際航空路線を利用したアウトバウンド需要の創出を図るため、道内での情報発信力の高いインフルエンサーを活用し、特に若年層に向けて海外の魅力を発信する。

### （3）業務の内容

#### ア 対象国

東アジア1地域以上、東南アジア1地域以上

#### イ 海外の魅力を発信するインフルエンサーの選定

海外の魅力を効果的にPRすることができるインフルエンサーを提案すること。

なお、本業務で定めるインフルエンサーは、次の条件を満たすこととする。

（ア）旅行をテーマとした情報発信を行うことができる人物

（イ）SNSのフォロワー数1万人以上、もしくは、YouTube登録者数10万人以上の人物

（ウ）若年層への訴求力が強みである人物

#### ウ インフルエンサーを活用した現地取材

インフルエンサーによる現地取材を実施することとする。

実施にあたっては、視聴（閲覧）対象者の具体的な想定（年代、性別、嗜好等）を行った上で対象者の海外旅行への意欲を喚起するためのテーマ設定と、それに資する取材内容（時期、訪問先等）について具体的に提案すること。

#### エ 情報発信

インフルエンサーの保有する動画チャンネルやSNSを活用し、効果的に情報発信を実施すること。

また、メディア等を通じて現地取材の内容やSNSでの情報発信の内容等を効果的にプロモーションすること。

なお、企画提案にあたっては、発信内容はもとより、発信回数や閲覧回数などの目標を具体的に提案するほか、事業終了後の掲載内容も提案すること。

#### オ 搭乗記の作成

道内空港発着の国際航空路線で訪問した現地の空港や観光地等を紹介する搭乗記を作成すること。

#### カ 報告書作成

上記イからオまでの実施結果を取りまとめ、報告書を作成すること。

#### キ その他

上記イ～カの実施にあたっては、委託者と連絡を密にしながら調整を行い、臨機応変に対応すること。

### （4）履行期限（契約期間）

契約締結日から令和6年（2024年）3月15日（金）まで

### （5）納入場所（履行場所）

北海道総合政策部航空港湾局航空課

## 2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）単独法人又は法人以外の団体であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。
  - ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
  - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - （ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
    - （イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
    - （ウ）消費税及び地方消費税
  - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）
    - （ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
    - （イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
    - （ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
  - ク コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- (3) その他必要と認められる要件

## 3 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総合政策部航空港湾局航空課（担当：牧村）
- (2) 所 在 地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（道庁4階）
- (3) 電話番号 011-231-4111（内線23-877）  
011-204-5955（直通）

## 4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
  - ア 提出期限  
令和5（2023）年9月29日（金）15：00（必着）
  - イ 提出方法  
持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。  
持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の8：45から17：00まで。
  - ウ 提出場所  
3に同じ
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を文書で通知する。

## 5 企画提案説明書等の交付期間及び方法

- (1) 交付期間

令和5（2023）年9月15日（金）から9月29日（金）まで

なお、3における交付時間は、8：45から17：30まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 交付場所

3に同じ

(3) 交付方法

3で交付する。なお、北海道のホームページでダウンロードすることができる。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kkk/165950.html>

## 6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 4の審査により参加資格を有すると認められる者には、企画提案書の提出要請を行う。

(2) 前項(1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限

令和5（2023）年10月13日（金）15：00（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の8：45から17：30まで

ウ 提出部数

8部

## 7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

## 8 最良の提案をした者の選定

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下、「特定者」という。）を選定する。

## 9 契約手続き

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途道の財務会計関係法令の規定により契約手続きを行う。

## 10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) プロポーザル審査会（ヒアリング）に関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が10件を超えた場合には、事前に書類選考を行い概ね10件程度のヒアリング審査参加者を選定する。

(4) 無効となる参加表明書又は企画提案書

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(6) その他

- ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- ウ 審査結果及び特定者は公表する。
- エ 詳細は、企画提案説明書等による。